

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月21日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_25805.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等(私立高等学校等及び同条第3号に掲げる特別支援学校の高等部を除く。以下「国公立高等学校等」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国公立高等学校等に在学する生徒等の保護者等(同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	91	
番号法別表第2の項	113	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		熊本県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例 別表第1第10の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等(私立高等学校等及び同条第3号に掲げる特別支援学校の高等部を除く。以下「国公立高等学校等」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国公立高等学校等に在学する生徒等の保護者等(同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第一条	熊本県奨学のための給付金交付要領第2条
事務の趣旨又は目的	第一条この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 給付金は、低所得世帯に対して給付金を交付することにより、国公立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		熊本県奨学のための給付金交付要領